○叙勲

瑞宝双光章を授けるに（以上六月十四日）

瑞宝小綬章を授けるに　眞下　俊和　主税　國安　十日

瑞宝単光章を授けるに（以上六月十日）　松村　康輔　関　嘉雄　宮本　人志　田中　幸雄　百川　守吉　博　瀬村　雲　進　克和郎　勝　浪沼　大根　古賀　高橋　幸子　島嘉　比川　泉　（以上六月九日）

瑞宝双光章を授けるに（以上六月十日）　新田　佐々木　金本　朝倉　飯野　城司　松井　高越　光裕之　章昭　浦　坪光　佐々木　雄一　大山　憲昭　豊彦　（以上六月八日）

瑞宝双光章を授けるに（以上六月十一日）　峯一　正夫　定　栄三　松村　青木　泉　慶藏　川田　藤太　光昭　豊賢　（以上六月九日）

瑞宝単光章を授けるに（以上六月十一日）　中田　康雄　古賀　俊明　（以上六月十日）　本　宮田　瀬　高橋　子　嘉島　已　和郎　島　康廣　（以上六月九日）

瑞宝双光章を授けるに　（以上六月十一日）　（九州大学名誉教授）　坂井　純三　（埼玉県警部）　（以上六月十一日）　（福井医科大学名誉教授）　村　徹博　（国立歴史民俗博物館名誉教授）　福田　豊彦

瑞宝小綬章を授けるに　（以上六月十一日）　（福井医科大学名誉教授）　村　徹博　（国立歴史民俗博物館名誉教授）　福田　豊彦

瑞宝中綬章を授けるに　（以上六月十一日）　（九州大学名誉教授）　坂井　純三　（埼玉県警部）　（以上六月十一日）　（福井医科大学名誉教授）　村　徹博　（国立歴史民俗博物館名誉教授）　福田　豊彦

瑞宝双光章を授けるに　（以上六月十一日）　竹内　正一　直武　茂　石川　佐多　佐々木　清　重野　英明　明　井　今　佐藤　永　佐々木　清　知　明　野　重　英　（以上六月十日）　口　見　勇夫　忠　鷲　管　野　介　夫　禮　山　福田　梁井　八木　中　（以上六月八日）　（以上六月十日）　（以上六月九日）

瑞宝小綬章を授けるに　（以上六月十一日）　漆原　省三　純　坂井　昌行　茂美　廣瀬　小出　忠男　廣田　鳩岡　橋口　一臣　（以上六月十日）　（以上六月九日）　（以上六月八日）

瑞宝単光章を授けるに　（以上六月十一日）　松原　昌行　茂美　廣瀬　小出　忠男　廣田　鳩岡　橋口　一臣　（以上六月十日）　（以上六月九日）　（以上六月八日）

旭日双光章を授けるに　（以上六月十一日）　（各通）　（以上六月十日）　（以上六月九日）　（以上六月八日）　芦澤　紘　長瀬　宰治　早乙女　照雄　田中　幸藏　猪原　保之　鈴木　多門

旭日単光章を授けるに　（以上六月十一日）　（各通）　（以上六月十日）　（以上六月九日）　（以上六月八日）

旭日双光章を授けるに　（以上六月十一日）　（各通）　（以上六月十日）　（以上六月九日）　（以上六月八日）

旭日単光章を授けるに　（以上六月十一日）　（各通）　（以上六月十日）　（以上六月九日）　（以上六月八日）

旭日双光章を授けるに　（以上六月十一日）　（各通）　（以上六月十日）　（以上六月九日）　（以上六月八日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、七月十四日フランス国の国祭日につき、同月十三日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

北陸地方整備局公示

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北陸地方整備局及び同局信濃川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年７月15日

北陸地方整備局長　藤山　秀章

１　河川の名称　信濃川水系信濃川

２　河川管理施設の名称又は種類　信濃川堤防

３　河川管理施設の位置　長岡市寿一丁目56番の５地先から長岡市西蔵王三丁目242番の２地先まで

４　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　長岡市長　森　民夫

住所　新潟県長岡市大手通１丁目４番地10

５　管理の内容

⑴　道路占用施設（路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設（道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

⑵　路肩に接する法面で、別図に示す範囲内にあるものについての維持

⑶　原則として道路専用施設に係る災害復旧

６　管理の期間　平成27年６月18日から道路の存続する日まで

中国地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年７月15日

中国地方整備局長　尾藤　勇

道路の種類	路線名	区間
一般国道	２号	広島市南区東雲本町３丁目664番１から同市南区出汐３丁目710番４までの上下線

小瀬川水系河川整備計画の策定について

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第１項の規定により堤防と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第２項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、四国地方整備局及び同局大洲河川国道事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成27年７月15日

四国地方整備局長　石橋　良啓

１　河川の名称　肱川水系肱川

２　河川管理施設の名称又は種類　左岸堤防

３　河川管理施設の位置　愛媛県大洲市長浜町沖浦丙2192－９番地先から愛媛県大洲市長浜町沖浦甲１番地先まで

４　管理を行う者の氏名及び住所

氏名　道路管理者　愛媛県知事　中村　時広

住所　愛媛県松山市一番町４丁目４番２号

５　管理の内容

⑴　道路専用施設（路面(路盤の部分を含む。)、路肩、道路の附属物その他のもっぱら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。)の新設（道路の附属物に係るものに限る。)、改築、維持又は修繕

⑵　原則として道路専用施設に係る災害復旧

６　管理の期間　平成27年５月15日から道路の存続する日まで

法務

公証人任免

福岡法務局所属公証人中山弘幸は願により公証人を免ぜられた。

松下豫は公証人に任命され、福岡法務局所属公証人中山弘幸の後任を命ぜられた。（以上七月八日）（法務省）

公告

諸事項

監査法人処分公告

下記の監査法人について、公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の21第２項第３号の規定に基づき、平成27年６月26日付で、業務改善命令（業務管理体制の改善）及び平成27年６月29日から平成28年６月28日までの１年間の業務の一部の停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）の処分を行ったので、公認会計士法第34条の21第４項において準用する同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成27年７月15日

金融庁長官　森　信親

記

法人名　才和有限責任監査法人

所在地　東京都千代田区麹町三丁目５番２号　ビュレックス麹町４階

監査法人処分公告

下記の監査法人について、公認会計士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第99号）附則第15条第１項の規定によりなお従前の例によるとされている改正前の公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の21第２項第２号の規定に基づき、平成27年６月30日付で戒告の処分を行ったので、公認会計士法第34条の21第４項において準用する同法第34条第３項の規定に基づき公告する。

平成27年７月15日

金融庁長官　森　信親

記

法人名　有限責任監査法人トーマツ　（旧法人名：監査法人トーマツ）

所在地　東京都港区港南２丁目15番３号